

## 中国人民銀行上海総部

# 上海市支払機構によるクロスボーダー人民元支払業務に関する実施意見

トランザクションバンキング部

2014年2月18日、中国人民銀行上海総部は、「上海市支払機構によるクロスボーダー人民元支払業務に関する実施意見」（銀総部発〔2014〕20号）（以下略称、「実施意見」）を公布しました。

### 1. 背景

本実施意見は、2013年12月2日に人民銀行が中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」）において公布した「中国人民銀行の金融が中国（上海）自由貿易試験区の建設を支持することに関する意見」（以下略称、「金融意見」）で言及した以下の内容を具体化するものです。

#### 人民銀行「金融意見」の記載内容（第十四条）

上海地区内の銀行業金融機構は区内にある「支払業務許可証」を有し、且つ許可された業務範囲にインターネット上の支払も含まれる支払機構と提携し、支払機構による関連政策に基づき、クロスボーダー電子商取引（貨物貿易またはサービス貿易）に係わる人民元決済サービスを提供することができる。

### 2. 具体的な開放内容

上海市で登記設立し且つインターネット支払い業務を許可された支払機構は、試験区においてクロスボーダー人民元支払サービスの展開が可能となります。この中には上海市以外の地区で登記設立し、インターネット支払業務を許可された支払機構が試験区内で設立した分公司<sup>1</sup>も含まれます。

なお、本実施意見におけるクロスボーダー人民元支払業務とは、域内から域外への支払と域外から域内への支払を含む双方向支払であり、ネットィング支払は禁止されています。

### 3. 支払機構の業務開始条件

インターネット商取引に係るクロスボーダー人民元決済を行う支払機構は、以下の業務開始条件に一致する必要があります。また、条件に一致した支払機構はクロスボーダー人民元支払業務の開始日から7日以内に中国人民銀行上海本部（上海支店）に備案資料を提出する必要があります。

- ▶ 支払業務許可範囲にインターネット支払を含む。
- ▶ 健全なクロスボーダー人民元支払業務の内部コントロール制度とリスク管理措置を有する。
- ▶ クロスボーダー人民元支払業務を支持するインターネット支払業務技術等の基盤設備を有する。
- ▶ クロスボーダー人民元支払業務のアンチマネーロンダリング、反テロ融資、反脱税等に対して具体的な制度と措置を有する。
- ▶ 「支払業務許可書」取得後、合法的な経営を行い、リスクコントロール能力を高め、直近2年で重要な違反が発生していない。

本実施意見は、「金融意見」を踏まえた初の具体的な規定という意味でも注目を集め、実施意見公布日には、第三者支払機構5社を含む関連事業者が参加する契約締結セレモニーも行われました。

今後も試験区関連の様々な規定公布が予想されますので、随時ご紹介させていただきます。

以上

<sup>1</sup>上海市以外の地区で登記設立した支払機構が試験区内で分公司を設立するには「非金融機構支払サービス管理弁法」等の制度規定を参照して中国人民銀行本部（上海支店）へ備案（届出）する必要があります。（第二条）

以下は、中国語原文と日本語対訳です。

中国語原文	日本語対訳
<p style="text-align: center;"><b>中国人民银行上海总部关于印发 《关于上海市支付机构开展跨境人民币支付 业务的实施意见》的通知 银总部发[2014]20号</b></p> <p>各国有商业银行、股份制商业银行、中国邮政储蓄银行上海（市）分行，上海银行，上海农商银行，上海市各经营人民币业务的外资银行，在沪法人支付机构，异地支付机构上海分公司：</p> <p>为积极支持跨境电子商务，扩大人民币跨境使用，规范和促进上海市支付机构跨境人民币业务发展，推动上海自贸区建设，根据《中国人民银行关于金融支持中国（上海）自由贸易试验区建设的意见》、《非金融机构支付服务管理办法》及其他相关规定，经报人民银行总行批复同意并授权，现印发《关于上海市支付机构开展跨境人民币支付业务的实施意见》。执行中遇有新情况和问题，请及时报告上海总部（金融服务一部）。</p> <p style="text-align: center;"><b>附件：关于上海市支付机构开展 跨境人民币支付业务的实施意见</b></p> <p>为积极支持跨境电子商务发展，扩大人民币跨境使用，规范和促进上海市支付机构跨境人民币业务发展，根据《中国人民银行关于金融支持中国（上海）自由贸易试验区建设的意见》、《非金融机构支付服务管理办法》及其他相关规定，制定本实施意见。</p> <p><b>一、总体原则</b></p> <p>（一）支持中国（上海）自由贸易试验区（以下简称试验区）建设，进一步扩大对外开放，尽快形成可复制、可推广的经验。</p> <p>（二）坚持金融服务实体经济，顺应国内外市场需求，着力推进人民币跨境使用。</p>	<p style="text-align: center;"><b>中国人民銀行上海総部「上海市支払機構によるクロス ボーダー人民元支払業務に関する実施意見」公布に 関する通知 銀総部発[2014]20号</b></p> <p>各国有商業銀行、株式制商業銀行、中国郵便貯金銀行上海（市）支店、上海銀行、上海農商銀行、上海市の人民元業務を經營する各外資銀行、上海市の法人支払機構、遠隔地支払機構上海分公司：</p> <p>クロスボーダー電子商取引を積極的に支持し、人民元のクロスボーダー使用を拡大し、上海市支払機構によるクロスボーダー人民元業務の発展を規範化、促進し、上海自贸区建設を推進するために、「中国人民銀行の金融が中国（上海）自由貿易試験区の建設を支持することに関する意見」、「非金融機構支払サービス管理弁法」及びその他関連規定に基づき、人民銀行本部の承認同意と授權報告を経て、今ここに「上海市支払機構によるクロスボーダー人民元支払業務に関する実施意見」を公布する。執行中に新たな状況や問題に遭遇した時は、遅滞なく上海総部（金融サービス一部）へ報告すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>付属資料：上海市支払機構によるクロスボーダー人民元 支払業務に関する実施意見</b></p> <p>クロスボーダー電子商務の発展を積極的に支持し、人民元のクロスボーダー使用を拡大し、上海市支払機構によるクロスボーダー人民元業務の発展を規範化し促進するために、「中国人民銀行の金融が中国（上海）自由貿易試験区の建設を支持することに関する意見」、「非金融機構支払サービス管理弁法」及びその他関連規定に基づき、本实施意见を制定する。</p> <p><b>一、総体原則</b></p> <p>（一）中国（上海）自由貿易試験区（以下略称、試験区）の建設を支持し、対外開放を更に拡大し、複写、普及できる経験を迅速に形成する。</p> <p>（二）金融が実体経済に奉仕することを堅持し、国内外マーケットの要求に順応し、人民元のクロスボーダー使用</p>

(三) 坚持风险可控, 积极稳妥, 稳步有序开展跨境人民币支付业务。

## 二、开办业务主体

上海市注册成立并有互联网支付业务许可的支付机构, 包括在试验区内注册成立和试验区外、上海市内注册成立的支付机构, 上海市以外地区注册成立并有互联网支付业务许可的支付机构在试验区内设立的分公司(以下简称“支付机构”)。

上海市以外地区注册成立的支付机构在试验区内设立分公司须按照《非金融机构支付服务管理办法》等制度规定向中国人民银行上海总部(上海分行)进行备案。

## 三、开办业务条件

- (一) 支付业务许可范围包括互联网支付;
- (二) 有健全的跨境人民币支付业务内部控制制度和风险管理措施;
- (三) 有支持跨境人民币支付业务的互联网支付业务技术等基础设施;
- (四) 有针对跨境人民币支付业务的反洗钱、反恐融资、反逃税等具体制度和措施;
- (五) 获得《支付业务许可证》以来, 合规经营, 风险控制能力较强, 最近两年未发生严重违规情况;
- (六) 中国人民银行规定的其他条件。

## 四、备案材料

符合开办业务条件的支付机构须在开展跨境人民币支付业务之日起7天内向中国人民银行上海总部(上海分行)提交以下备案材料:

- (一) 备案报告;
- (二) 支付业务许可证(副本)复印件;
- (三) 跨境人民币支付业务处理流程;
- (四) 跨境人民币支付业务内部控制制度和风险管理措施, 包括支付、技术、反洗钱等方面;

を強力に推進する。

(三) リスクコントロールを堅持し、クロスボーダー人民元支払業務を積極的に、確実に、着実に秩序正しく発展させる。

## 二、業務開始主体

上海市で登記設立かつインターネット支払業務を許可された支払機構であり、試験区内で登記設立した支払機構、試験区外、上海市内で登記設立した支払機構、上海市以外の地区で登記設立し且つインターネット支払業務を許可された支払機構が試験区内で設立した分公司(以下、支払機構)を含む。

上海市以外の地区で登記設立した支払機構が試験区内で分公司を設立するには「非金融機構支払サービス管理弁法」等の制度規定を参照して中国人民銀行本部(上海支店)へ備案(届出)をしなければならない。

## 三、業務開始条件

- (一) 支払業務許可範囲にインターネット支払を含む。
- (二) 健全なクロスボーダー人民元支払業務の内部コントロール制度とリスク管理措置を有する。
- (三) クロスボーダー人民元支払業務を支持するインターネット支払業務技術等の基盤設備を有する。
- (四) クロスボーダー人民元支払業務のアンチマネーロンダリング、テロ資金供与防止、反脱税等に対して具体的な制度と措置を有する。
- (五) 「支払業務許可書」取得後、合法的な経営を行い、リスクコントロール能力を高め、直近2年で重要な違反が発生していない。
- (六) 中国人民銀行が規定したその他条件。

## 四、備案材料

業務開始条件に合致した支払機構はクロスボーダー人民元支払業務を展開した日から7日以内に中国人民銀行上海本部(上海支店)に以下の備案材料を提出しなければならない。

- (一) 備案報告
- (二) 支払業務許可証(副本)のコピー
- (三) クロスボーダー人民元支払業務処理プロセス
- (四) 支払、技術、アンチマネーロンダリング等を含む、クロ

- (五) 与备付金银行的业务合作协议;
- (六) 材料真实性申明。

## 五、开办业务内容

支付机构可依托互联网,为境内外收付款人之间,基于非自由贸易账户的真实交易需要转移人民币资金提供支付服务。跨境人民币支付业务为双向支付,包括境内对境外的支付和境外对境内的支付,不得轧差支付。

支付机构不得为以下交易活动或业务主体提供跨境人民币支付服务:(一)没有真实交易背景的商品或服务;(二)不符合国家进出口管理规定的货物、服务贸易;(三)货物贸易项下不具备进出口经营资格的企业;(四)被人民银行等六部委列入出口货物贸易人民币结算重点监管名单的企业;(五)服务贸易项下交易标的不具有市场普遍认可对价的商品,以及其他定价机制不清晰、存在风险隐患的无形商品;(六)资本项目下的交易;(七)可能危害国家、社会安全,损害社会公共利益的项目或经营活动;(八)法律法规及人民银行、外汇管理局规章制度明确禁止行为及未许可项目。

## 六、备付金管理

支付机构跨境人民币客户备付金管理须遵照《支付机构客户备付金存管办法》及中国人民银行其他相关客户备付金监管要求执行。

支付机构应通过增设业务种类等方式,对境内和跨境人民币支付业务进行有效识别,并按中国人民银行上海总部(上海分行)有关要求报送信息。

## 七、风险管理

- (一) 支付机构向备付金银行申请办理跨境人

スボーダー人民元支払業務の内部コントロール制度とリスク管理措置

- (五) 支払準備金銀行との業務協力協議書
- (六) 資料の真実性に関する釈明書

## 五、業務開始内容

支払機構はインターネットを利用し、域内外の支払人、受取人間における、非自由貿易口座の人民元資金の移動が必要な真実の取引に基づき支払サービスを提供することができる。クロスボーダー人民元支払業務は域内から域外への支払と域外から域内への支払を含む双方向支払とし、ネットィング支払を行ってはならない。

支払機構は以下の取引活動或いは業務主体としてクロスボーダー人民元支払サービスを提供してはならない。(一)真実取引背景の無い商品或いはサービス、(二)国家輸出入管理規定に合致しない貨物、サービス貿易、(三)貨物貿易項目における輸出入経営資格を有していない企業、(四)人民銀行等の6部門委員会によって輸出貨物貿易人民元決済重点監督管理リストに記載された企業、(五)サービス貿易項目下の取引対象が市場で一般的に認可された対価を持たない商品、及びその他定価構造が明らかでなく隠れたリスクの存在する無形商品、(六)資本項目下の取引、(七)国家、社会安全に危害を及ぼす可能性があり、社会公共利益を損害するプロジェクト或いは経営活用、(八)法律法規及び人民銀行、外貨管理局規則制度が明確に禁止する行為及び未許可プロジェクト。

## 六、支払準備金管理

支払機構がクロスボーダー人民元を行う顧客に対する支払準備金管理は「支払機構の顧客支払準備金預入管理弁法」及び中国人民銀行のその他関連顧客支払準備金監督管理要求を遵守して執行しなければならない。

支払機構は業務種類の増設等の方式を通じて、域内向けクロスボーダーの人民元支払業務を有効に識別し、中国人民銀行上海本部総部(上海支店)の関連要求に照らして情報を送付報告する。

## 七、リスク管理

- (一) 支払機構は支払準備金銀行へクロスボーダー人民

民币资金收付前，须与备付金银行签订《关于办理跨境人民币支付业务合作协议》，内容包括但不限于以下方面：

- 1、支付机构应在规定的客户备付金账户体系内独立开立跨境人民币专用账户，资金独立使用，不以各种形式占用、挪用客户资金。
- 2、支付机构应建立健全和执行身份识别制度，不得办理无真实贸易背景的跨境人民币支付业务，并留存完整的交易真实性证明材料备查。
- 3、支付机构应对大额、拆分等可疑交易建立监测模型，并将相关商户或客户列入重点关注名单进行核查。经核查属于异常交易的，支付机构应停止为其办理业务。
- 4、支付机构应与备付金银行约定包含交易信息、物流信息、资金信息的交易明细清单内容，并及时提交给备付金银行。备付金银行应审核交易明细清单的合规性、完整性。
- 5、备付金银行为支付机构办理完跨境人民币支付业务之后，应按照中国人民银行上海总部(上海分行)要求及时准确完整报入人民币跨境收付信息管理系统，并进行相应的国际收支统计申报。
- 6、支付机构和备付金银行应明确差错和争议处理、纠纷和事故处置方法，明确客户权益保障措施、风险及责任承担，明确协议终止、违约责任等。

(二) 支付机构须通过所掌握的交易信息、物流信息、资金信息等进行业务真实性核查，不得办理无真实贸易背景的跨境人民币支付业务。

(三) 支付机构须根据交易的真实场景，正确选用交易类型，准确标识交易信息并完整发送，确保交易信息的完整性、真实性和可追溯性，同时保存完整的交易真实性证明材料备查。

(四) 支付机构须建立健全和执行身份识别制

元資金決済を申請する前に、支払準備金銀行と「クロスボーダー人民元支払業務に関する業務協力協議書」を締結せねばならず、内容は以下を含むがこれに限らない。

- 1、支払機構は規定の顧客支払準備金口座体系において独立したクロスボーダー人民元専用口座を開設し、資金を独立して使用し、各種形式で以って顧客資金を占有、流用しない。
- 2、支払機構は本人識別制度を確立、健全化し、執行しなければならず、真実の取引背景の無いクロスボーダー支払業務を行ってはならず、完全な取引真実性証明材料を調査に備えて保存する。
- 3、支払機構は多額、分割支払等の疑わしい取引に対してモニタリングモデルを構築し、併せて関連取引業者或いは顧客を重点要注意先リストに列挙し調査を行う。調査の結果異常な取引に属することが判明した場合、支払機構はその業務を停止しなければならない。
- 4、支払機構は支払準備金銀行と取引情報、物流情報、資金情報の取引明細書の内容を含む契約を締結し、併せて遅滞無く支払準備金銀行へ提出しなければならない。支払準備金銀行は取引明細リストの合法性、完全性を審査しなければならない。
- 5、支払準備金銀行は支払機構のためにクロスボーダー人民元支払業務の処理が完了した後に、中国人民銀行上海総部(上海支店)の要求に照らし、遅滞なくクロスボーダー決済情報管理システムに的確に入力して報告し、相応の国際収支統計報告を行わなければならない。
- 6、支払機構と支払準備金銀行は過失と争議処理、紛争と事故処理方法、顧客権益保護措置、リスクと責任引き受け、協議終了、違法責任等を明確にしなければならない。

(二) 支払機構は把握している取引情報、物流情報、資金情報等を通じて業務の真実性調査を行い、真実の取引背景の無いクロスボーダー人民元支払業務を行ってはならない。

(三) 支払機構は真実の取引背景に基づき取引タイプを正確に選択し、取引情報を正確に表示し併せて発信し、取引情報の完全性、真実性とトレーサビリティを確保し、同時に完全な取引真実性を証明する材料を調査に備えて保存しなければならない。

(四) 支払機構は本人識別制度を確立、健全化し、執行し

度。支付机构发展特约商户要落实实名制和商户准入核查制度，检查特约商户提供的商品及服务内容、服务条款是否符合相关法律法规规定，调查了解商户经营背景、经营状况、资信等。支付机构要登记客户的姓名、性别、国籍、职业、住址、联系方式以及客户有效身份证件的种类、号码和有效期限等身份信息，并对客户姓名、性别、有效身份证件的种类和号码等基本身份信息的真实性进行审核。

(五) 支付机构应严格执行中国人民银行有关跨境人民币支付业务限额管理的规定。

(六) 对存在大额、可疑交易的商户或客户，支付机构应将其列入重点关注名单进行核查。经核查属于异常交易的，支付机构应停止为其办理业务。

(七) 备付金银行为支付机构办理完跨境人民币支付业务之后，应按照中国人民银行上海总部(上海分行)要求将相关信息及时准确完整录入人民币跨境收付信息管理系统，并进行相应的国际收支统计申报。

(八) 支付机构开展跨境人民币支付业务应符合国家有关法律规章制度。一经发现支付机构存在违反相关法律法规、规章制度的情形，中国人民银行上海总部(上海分行)将按有关规定追究责任。

なければならない。支払機構は特約取引業者を発展させる場合は具体的に实名制と取引開始調査検査制度を導入し、特約取引業者が提供する商品およびサービス内容、サービス条項が関連法律法規規定に合致しているかどうかを検査し、取引業者の経営背景、経営状況、信用力等を調査の上理解すること。支払機構は顧客の氏名、性別、国籍、職業、住所、連絡方法及び顧客の有効な本人確認書の種類、番号、有効期限等の本人情報を登録し、併せて顧客の氏名、性別、有効な本人確認書の種類、番号等の基本本人情報の真実性に対して審査を行う必要がある。

(五) 支払機構は中国人民銀行関連クロスボーダー人民元支払業務の限度額管理規定を厳格に執行する。

(六) 多額、疑わしい取引を行う取引業者、顧客に対して、支払機構は重点要注意先リストに記載し調査を行う。調査の結果異常な取引に属することが判明した場合、支払機構はその業務を停止しなければならない。

(七) 支払準備金銀行は支払機構のためにクロスボーダー人民元支払業務の処理を行った後に、中国人民银行上海総部(上海支店)の要求に従い、クロスボーダー決済情報管理システムに遅滞無く正確に完全に入力して報告し、対応する国際収支統計報告を行わなければならない。

(八) 支払機構が展開するクロスボーダー人民元支払業務は国家関連法律規則制度に合致しなければならない。支払機構が関連法律法規、規則制度に違反している状況が発覚した場合、中国人民银行上海総部(上海支店)は関連規定に基づき責任を追究する。

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行(中国) トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室

上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯豐大廈22階 照会先：森田直樹 TEL021-6888-1666 ext.4228